

日本公衆衛生雑誌投稿規定

1. 本誌への投稿は共著者も含めて日本公衆衛生学会会員であることを原則とする。
2. 他誌に発表された原稿（印刷中、投稿中も含む）の投稿は認めない。
3. 掲載論文の著作権は日本公衆衛生学会に帰属する。「著作権委譲承諾書」には著者全員の記名および自署を要する。
4. 一度投稿された原稿の差し替えには応じない。
5. 本誌は原則として投稿原稿およびその他によって構成される。
 - 1) 投稿原稿の種類とその内容は表1のとおりとする（なお、刷上がり1頁はほぼ1,800字に相当する。刷上がりの制限頁数には図表を含む。図、表および写真は1枚1,000字換算とする。）。

表1 投稿原稿の種類

種類	内容	本文文字数 上限の目安 (文献含む): 注1	図表数 上限の 目安: 注1	刷上がりの制 限頁: 注2
1. 論壇 Sounding Board	公衆衛生の活動、政策、動向などについての提案・提言	5,000	3	5頁
2. 総説 Review Article	研究・調査論文の総括および解説	12,000	5	12頁
3. 原著 Original Article	公衆衛生上重要で科学的な研究・調査に関する論文	10,000	5	10頁
4. 公衆衛生活動報告 Public Health Report	公衆衛生活動に関する実践報告	10,000	5	10頁
5. 資料 Information	公衆衛生上有用な資料	10,000	5	10頁
6. 会員の声 Letter	掲載論文等に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など	1,800	図表なし	1頁

(刷上り1頁はほぼ1,800字に相当する)

注1: 図表数が上限より少ない場合は、本文と図表を合わせた文字数上限の範囲(例: 原著では本文と図表を合わせた上限の目安15,000字)内で本文文字数を増やすことができる。なお、本文文字数に抄録および謝辞は含まない。

注2: 投稿時の制限ではなく、超過した場合の費用負担(掲載料負担)に関する制限頁数を意味する。

- 2) 本誌には上記のほか編集委員会が認めたものを掲載する。
- 3) 投稿原稿のうち、原著の構成は原則として表2のとおりとする。
(表2の構成によらない場合は投稿の際その理由を付す)
- 4) 公衆衛生活動報告は、自治体や地域団体等が公衆衛生活動を通して得た知見であって、他地域や団体

表2 投稿原稿の構成

項目	準ずる項目	内容
抄録	要旨, まとめ	目的・方法・結果・結論にわけて, 見出しをつけて記載すること。(1,000字以内)
キーワード		(6個以内)
I 緒言	はじめに, まえがき	研究の背景・目的
II 研究方法	方法と対象・材料等	研究・調査・実験・解析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
III 研究結果	研究成績	研究等の結果・成績
IV 考察	考察	結果の考察・評価
V 結語	おわりに, あとがき	結論(省略も可)
謝辞等		謝辞, 当該研究への助成や便宜供与など
文献		文献の記載は9.15)に従う

表3 公衆衛生活動報告の構成(例)

項目	準ずる項目	内容
抄録	要旨, まとめ	目的, 方法, 活動内容, 結論にわけて, 見出しをつけて記載すること。(1,000字以内)
キーワード		(6個以内)
I はじめに	まえがき	活動の背景や目標, 報告の目的
II 方法	方法と対象	報告に用いた資料, 活動の対象や地域, 検討の方法
III 活動内容	活動結果	活動内容や取り組みの特徴, 活動の結果や継続性, 資金や人材の効率性
IV 考察	考察	活動およびその結果の検討, 活動を通して得られた知見, 教訓や課題, 他事業に応用できる点や特殊な点
V おわりに	あとがき, 結論	今後の活動への示唆(省略も可)
謝辞等		謝辞, 当該研究への助成や便宜供与など
文献		文献の記載は9.15)に従う

が類似の活動を行う際の参考となる内容の報告とする。構成は表3に例を示す。

- 5) 資料は、公衆衛生的に有意義な調査結果や、今後の研究や活動に役立つ有意義な知見を含む研究・報告とし、このような意義を有していれば、定量的な分析や新規性は問わない。構成は表4に例を示す。
- 6) どの種類においても続報形式は認めない。
6. 著者とは、論文の根幹をなす研究において多大な知的貢献を果たした人物である。本誌では原著の著者の基準として、以下の4項目を挙げ、すべてを満たす場合を著者資格とする。
 - ① 研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする。
 - ② 原稿の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲に関与する。
 - ③ 出版原稿の最終承認をする。

表4 資料の構成(例)

項目	準ずる項目	内容
抄録	要旨, まとめ	目的・方法・結果・結論にわけて, 見出しをつけて記載すること。(1,000字以内)
キーワード		(6個以内)
I 緒言	はじめに, まえがき	資料報告の背景・目的
II 方法	方法と対象	報告・研究・調査・実験・解析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
III 報告内容	内容, 結果, 研究結果, 研究成績	報告内容, 分析等の結果・成績, 研究等の結果・成績
IV 考察		報告およびその分析結果の考察・評価・検討, 報告を通じて得られた知見, 教訓や課題, 他研究や活動に応用できる点や特殊な点
V 結語	おわりに, あとがき, 結論	結論(省略可)
謝辞等		謝辞, 当該報告への助成や便宜供与など
文献		文献の記載は9.15)に従う

④ 研究のいかなる部分についても, 正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され, 解決されるようにし, 研究のすべての側面について説明責任があることに同意する。

なお, 原著以外の著者については少なくとも②③を満たすことが求められる。

7. 投稿料は無料とする。投稿原稿が採用された場合は掲載料を必要とする(会員の声を除く)。掲載料は理事会の議を経て変更することがある。

投稿原稿が掲載された場合, 当該原稿の刷上りの制限頁数の頁作成に要する費用の70%を学会が負担する。刷上りの制限頁を超えた頁および図の作成に要する費用, ならびに別刷代は全額著者負担とする。

8. 編集委員会は投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。修正を求められた日から3か月以上経過した場合は, 投稿取り下げとみなす。なおこの原稿について新たな投稿は妨げない。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は, 修正箇所を下線等で明示した原稿と, 指摘された事項への対応を具体的に説明する回答を別に付ける。

9. 投稿原稿の執筆要領

1) A4サイズまたはレターサイズに, 横書き(原則として12pt)で作成する。数字およびアルファベットは原則として半角とする。標準的なフォント(MS明朝, MSゴシックなど)を用いたMicrosoft社のWordでの作成を推奨する。なお, この書式から大きく逸脱し, または本文文字数あるいは図表数の上限(表1)を大幅に超過する場合は返却することがある。

2) 新仮名遣いを用い, できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く, 日本文として理解が困難な場合や, 文法上の誤りなどで英文として理解が困難な場合は返却することがある。

3) 投稿原稿は日本語か英語とする。英文の場合は英語の投稿規定を順守する。日本語の場合, 図, 表および写真の説明は英文で記載してもよい。

4) 数字は算用数字を用い, 単位や符号は慣用のものを用いる。

5) 特殊な, あるいは特定分野のみで用いられている単位, 符号, 略号ならびに表現には簡単な説明を加える。

6) 外来語は片仮名で書く。外国人名や適当な日本語訳のない術語などは原綴を用いる。

7) 年の表記は, 原則西暦を用いる。元号表記は, 行政資料の名称などどうしても必要な場合のみとする。

8) 図, 表および写真には図1, 表1および写真1などの番号をつける。表は原稿1頁に1つとする(図, 写真についても同じ)。

図, 表および写真は白黒で掲載されるので, 白黒で十分理解できるものを作成すること。図は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。

9) 原稿の表紙には表題, 英文表題, 著者名, 英文著者名, 所属機関名, 英文所属機関名, 希望する原稿の種類, 別刷必要部数, 本文文字数(文献含む), 図表および写真の枚数, 編集委員会への連絡事項, 投稿論文責任著者の氏名および連絡先(所属機関, 所在地, 電話, 電子メールアドレス)を記す。なお, 誌面の責任著者連絡先に電子メールアドレスの掲載を希望する場合は, 電子メールアドレス掲載希望と記すこと。

異なる機関に属する者が共著である場合は, 各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し, その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

10) 日本語の原稿には400語以内の英文抄録をつける。ただし, 論壇, 公衆衛生活動報告, 資料, 会員の声については, これを省略することができる。英文抄録には表題, 著者名, 所属機関名, キーワードを記し, 構成は和文抄録(表2)と同じく, 目的(Objectives)・方法(Methods)・結果(Results)・結論(Conclusion)にわけて, 見出しをつけて記載すること。英文については, 専門家によるチェックを受けること。

11) 投稿原稿の内容が倫理的配慮を必要とする場合は, 必ず「方法」の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載すること。

なお, ヒトを対象にした研究では, ヘルシンキ宣言ならびに文部科学省・厚生労働省・経済産業省

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」あるいは他の適切な指針に従うこと。動物を対象にした研究では、実験が実施された組織における実験動物に係わるガイドラインに則した研究であることが求められる。

倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認した倫理審査委員会の名称および承認年月日を本文中（方法）に記載する。

- 12) 当該研究遂行や論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた場合は、謝辞等にその旨を記載しなければならない。
- 13) 前項の経済的支援につき、国内外のたばこ製造に係る事業者またはその関連団体（喫煙科学研究財団など）から受けているときは、査読の対象とせず、返却する。
- 14) 投稿にあたってすべての著者は投稿時に、『日本公衆衛生学会「公衆衛生学研究のCOIに関する指針」の細則』第3条にしたがい、「日本公衆衛生雑誌 投稿時COI自己申告書」を提出しなければならない。申告書の内容については、謝辞等にその旨を記載する。COI状態がない場合も、謝辞等に「開示すべきCOI状態はない。」などの文言を記載し、自己申告書を提出する。

15) 文献の記載様式

- (1) 文献は本文の引用箇所の肩に^{1), 1~5), 1,3~5)}などの番号で示し、本文の最後に一括して引用番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人までを挙げ、4人目以降は省略して、3人の著者名+『、他.』とする。英文の文献で著者が4人以上の場合は、3人の著者名+『、et al.』とする。
- (2) 雑誌名はその雑誌が使用している略名がある場合は使用してもよい。ただし、その場合は原則としてすべての文献の雑誌名について略名を使用すること。
- (3) 記載方法は下記の例に従う。

① 雑誌の場合

著者名・表題・雑誌名 発行年（西暦）；巻：頁-頁。

- 1) 玉腰暁子, 武藤香織. 多施設共同疫学研究における中央事務局業務：実態の類型化と今後の標準化にむけて. 日本公衆衛生雑誌 2013; 60: 631-638.
- 2) Liu T, Howard RM, Mancini AJ, et al. Kwashiorkor in the United States: fad diets, perceived and true milk allergy, and nutritional ignorance. Arch Dermatol 2001; 137: 630-636.

② 単行本の場合

著者名・表題・編者名・書名・発行所所在地：発行所・発行年（西暦）；頁-頁。

- 3) 中村正和. 特定健康診査・特定保健指導における禁煙支援の意義と方法. 大井田隆, 中村正和, 尾崎哲則, 編. 特定健康診査・特定保健指導における禁煙支援から始めるたばこ対策. 東京：日本公衆衛生協会. 2013; 103-123.
 - 4) Rothman KJ, Greenland S, Lash TL. Modern Epidemiology. 3rd ed. Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins. 2008; 258-282.
 - (4) 原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は文献としての引用を差し控える。
 - (5) インターネットのサイトは、他に適切な資料が得られない場合のみ文献として使用してもよいこととする。この場合は、サイト名とアドレスを簡潔かつ明確に記載するとともに、アクセスした年月日も付記すること。
 - 5) 厚生労働省. 平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（速報値）について. 2011. http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info02a_1.pdf (2013年2月22日アクセス可能)。
 - 6) World Health Organization. Infant and Young Child Nutrition: Global Strategy on Infant and Young Child Feeding. Report by the Secretariat. 2002. http://apps.who.int/gb/archive/pdf_files/WHA55/ea5515.pdf (2013年2月22日アクセス可能)。
10. 投稿は、原則として以下のファイル（①表紙・和文抄録・英文抄録（ある場合）・本文、②表、③図、④著作権委譲承諾書・COI自己申告書）をオンライン投稿システムにアップロードすることによって行う。原則的に①はMicrosoft Word, ②③はMicrosoft Word, Excel, Power Point, ④はPDFファイルで、それぞれアップロードする。①には通しで行番号を付与する。
11. 投稿ウェブサイト：
<http://mc.manuscriptcentral.com/jjph2>
オンライン投稿が困難な場合は事務局にご相談ください。
12. 投稿原稿の採否は編集委員会で審議し決定する。
13. 初校は著者が原稿の控えを用いて行う。校正の際は、誤字脱字の修正は認めるが、内容の加筆・修正は認めない。
14. その他、本規定に関する問い合わせは事務局へ。

「参考」

〈掲載料〉 1頁 7,500円

別冊価格表

部数 頁	30	50	100	150	200	250	300	350	400
1~4	2,800	3,020	4,450	5,410	6,350	7,280	8,200	9,370	10,540
5~8	3,720	4,000	5,980	7,020	8,100	9,160	10,200	11,570	12,900
9~12	4,600	5,000	7,470	8,710	9,900	11,100	12,260	14,050	15,800

500部以上は別途計算になりますので、事務局にお問合わせください。

2022年7月15日改正

■日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書

日本公衆衛生雑誌 投稿時 COI 自己申告書

著者名： _____
 (筆頭著者から順に全員の氏名を記載してください)

論文題名： _____

(著者全員について、投稿時点の前の年から過去3年間および出版受理時点までの期間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を著者ごとに自己申告記載)

項 目	該当の状況	有であれば、著者名：企業名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有・無	

(本 COI 申告書は論文掲載後3年間保管されます)

(申告日) 年 月 日

記名（自署） _____

著作権委譲承諾書

日本公衆衛生学会 御中

論文名

著者名（筆頭著者から順に全員の氏名を記載してください）

上記の論文が日本公衆衛生雑誌に採用された場合、当該論文の著作権を日本公衆衛生学会に委譲することを承諾いたします。また著者全員が当該論文の内容に責任を持ち、論文の内容は過去に他誌に掲載されたり、現在も掲載（投稿中のものを含む）が予定されていません。さらに、本論文の採否が決定されるまでは他誌には投稿しません。以上、誓約いたします。

（下記に記名および自署してください*1）

筆頭著者：

記名_____自署_____日付_____年 月 日

著者：

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

記名_____自署_____日付_____年 月 日

*1 用紙が足りない場合や著者が異なる機関等に所属する場合は、用紙をコピーして複数枚提出しても構いません。その場合、いずれの用紙にも上段の枠内に論文名・全著者名の記載をお願いいたします。

*2 本誌への投稿は共著者も含めて日本公衆衛生学会会員であることを原則とします（投稿規定1項）。